

災害時における東北地方整備局の災害応急対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、ダイヤモンド工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）とは、災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務（以下「業務という。」）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予想できない災害（以下「災害」という。）等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、緊急的な応急対策に関し、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、東北地方整備局所管施設（以下「所管施設」という。）における災害発生箇所及びその関連箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲又は甲の管轄区域内におかれる事務所若しくは管理所の長（以下「事務所長」という。）は、所管施設に災害が発生し、又は、国民若しくは国土に被害が及ぶおそれがあり必要と認めるときには、その状況に応じて乙の会員に出動を要請することができるものとする。なお、要請は原則として書面によるが、緊急の場合は口頭または電話等により行い、後日速やかに書面で要請手続きを行うものとする。

2. 乙の会員は、前項の出動要請があったときはできる限り速やかに所管施設の被災状況等を把握し、甲又は事務所長の指示により業務を実施するものとする。

3. 乙は、業務を早急に実施できるよう、前もって乙の会員に実施体制を確立させ、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条3項に基づき甲に報告する業務の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合には速やかに甲に変更内容を報告するものとする。

2. 甲は、事務所長に乙の実施体制を通知しておくものとする。

（契約の締結）

第5条 甲又は事務所長が乙の会員に出動を要請したときは、速やかに工事請負契約又は業務等委託契約を締結するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和 3年3月31日までの期間とする。ただし、前項の協定期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（実施範囲の特例）

第7条 乙の会員は、甲又は事務所長が特に必要として、第2条に規定する範囲以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い甲又は事務所長及び乙又は乙の会員の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合又は資機材等の損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後速やかにその状況を書面により甲又は事務所長に報告し、その処置について甲又は事務所長と、乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

（費用の負担）

第9条 第3条の規定により出動要請を受けた場合において、要請内容が費用を伴う場合は、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

2. 第7条の規定により、乙の会員が活動した場合の費用の支払い方法等については、別途協議するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定における疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

令和 2年 3月25日

甲 国土交通省
東北地方整備局長 佐藤 克英



乙 ダイヤモンド工事業協同組合
理事長 赤羽 弘秋

